

平成 27 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 27 年 10 月 5 日（月）11：00～12：00  
場所：盛岡地区合同庁舎 8－1 会議室

## ○高橋少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成 27 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。

私は、子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。

本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日出席いただいている委員の皆様は、委員総数 7 名のうち、6 人であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第 5 条第 4 項において準用する第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

開会に当たり、子ども子育て支援課総括課長の南からご挨拶を申し上げます。

## ○南子ども子育て支援課総括課長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園等の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力をお賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。

ご案内のとおり、子ども・子育て支援新制度が本年 4 月から本格施行したところがございます。

昨年 1 年間非常にタイトなスケジュールの中で市町村の皆様方にご尽力いただき、本格施行までこぎつけたところがございますが、制度を施行する上で様々なご意見もあろうかということをお踏まえまして、県におきましては、本年 6 月に内閣府の職員を招き、「新制度に係る国・県・市町村の意見交換会」を開催させていただいたところがございます。

この意見交換会におきましては、新制度の実施主体であります市町村の意見のほか、各施設や利用者の方々の御意見等を、市町村を通じて国に対しお伝えしたところでありまして、この新制度が、現場の実態をお踏まえ、より良いものとなるよう、今後とも取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議案件は 1 件でございますが、当該施設は、現在、幼稚園として運営している施設から、幼保連携型認定こども園に移行しようとするものでありまして、本県の「子ども子育て支援事業支援計画」における確保方策の中に既に見込まれているものでございます。

また、本県におきましては、認定こども園の普及を図るため、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を行う場合は、条例に定める基準を満たし、また、認定こども園法に定める欠格事由に該当しないと認められる場合は、原則として認可を行うこととしているものでございます。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の

皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして開会に当たっての挨拶といたします。

#### ○高橋少子化・子育て支援担当課長

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、「3 議題」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例第5条第4項において準用する第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を大塚会長にお願いいたします。

今回は、設置の認可が1件でございます。

それでは、よろしく願いいたします。

#### ○大塚委員

皆様のご協力をいただきながら、努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議題に入ります。

お手元に配布しております「資料1」のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

#### ○大内主任主査

では、資料2をご覧ください。

幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要についてでございますが、これにつきましては、本年3月16日に開催しました平成26年度の第1回幼保連携型認定こども園部会の際に説明しておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、(4)の審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ認定こども園法第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。

本県においては、「岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会」を当該審議会として位置づけているものでございます。

意見聴取の対象となる事項は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、この中の「設置の認可」について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に(6)の認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定め

る基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされているものでございます。

ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができることとされております。

本県の認可の方針であります。本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針としているものでございます。

なお、本日、審議をいただく1件につきましては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画における確保対策の内数となるものでございます。

次に2ページ目をご覧ください。

県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。平成27年4月1日現在で、公立施設が4箇所、私立施設が26箇所の合計30箇所となっております。

最後に、本日の意見聴取の対象となる施設についてであります。下段の表の1件となります。

認可基準への対応状況等の詳細については別途ご説明いたしますが、当該施設は、平成27年11月2日付けで、幼稚園から、幼保連携型認定こども園への移行を行うものでございます。

以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

「認定こども園宮古ひかり」についてご説明いたします。

はじめに3ページの資料で施設の概要を説明しまして、その後4ページの資料で設置基準への対応状況についてご説明をいたします。

まず3ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「認定こども園宮古ひかり」でございます。

施設の所在地は宮古市、施設の設置者は「学校法人岩手キリスト教学園」でございます。

なお、「学校法人岩手キリスト教学園」は、既に3か所の幼保連携型認定こども園を設置・運営している法人でございます。

資料2ページの表の3番の「のぞみこども園」、10番の「認定こども園めぐみ遠野聖光こども園」、28番の「学校法人岩手キリスト教学園認定こども園ひかりの子」の3か所でございます。

利用定員は、3歳未満児が35人、3歳以上児が124人の合計159人でございます。

現在は、幼稚園として運営を行っておりますが、平成27年度において、新たに幼保連携

型認定こども園の園舎を新築し、当該園舎において、幼保連携型認定こども園の認可を取得するものでございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は 1,335.49 m<sup>2</sup>、園庭の面積は 622.00 m<sup>2</sup>でございます。

給食の提供状況であります、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て支援相談等を実施するものでございます。

次に4ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、まず、(1)の学級編制についてであります、右側に基準を記載しておりますが、幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上の園児について1学級35人以下で学級を編制することとされており、各学級毎に学級担任を1人以上置くこととされております。

申請内容は、30人編制の学級を1学級、25人編制の学級を2学級、22人編制の学級を2学級、学級担任を5人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります、右側に基準を記載しておりますが、保育教諭にかかる幼保連携型認定こども園の配置基準は、満4歳以上児30人につき1人以上、満3歳児20人につき1人以上、満1歳児及び満2歳児6人につき1人以上、0歳児3人につき1人以上とされており、満3歳以上児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされております。

この基準により算定した職員配置基準は右側の基準の欄に記載のとおり、13人以上となりますが、申請内容は13人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は必置とされておりますが、申請内容は1人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります、

まず、園舎の構造の基準は原則として2階建て以下とされておりますが、申請内容は2階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります、この基準は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と、3歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされております。この基準により算定した基準は702.17 m<sup>2</sup>以上とされておりますが、申請内容は1,335.49 m<sup>2</sup>とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります、この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、学級数による算定面積と3歳以上の園児数による算定面積を比較していずれか大きい面積に、

2歳の園児数による算定面積を加えた面積以上とされております。

この基準により算定した基準は 606.20 m<sup>2</sup>以上とされておりますが、申請内容は 622.00 m<sup>2</sup>とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、乳児室は満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65 m<sup>2</sup>、ほふく室は満2歳未満の園児のうちほふくするもの1人につき3.3 m<sup>2</sup>、保育室は満2歳以上の園児1人につき1.98 m<sup>2</sup>とされております。

この基準により算定した各居室の面積は、右側の基準欄のとおりでございます。申請内容はすべてこの基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。教育週数の基準は年間39週以上とされており、また子育て支援事業としては、子どもの養育に関する地域住民からの相談に応じる教育保育相談事業の実施が必須とされておりますが、申請内容は、教育週数が年間45週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て支援相談を行うこととされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「認定こども園宮古ひかり」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく願いいたします。

#### ○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

#### ○両川委員

人員配置や設備の面積については基準を満たしているとのことですが、子ども・子育て支援新制度の中では質の向上が図られることとされておりますが、幼稚園から認定こども園に移行することによって、どのような面で質の向上が図られるのでしょうか。

#### ○高橋少子化・子育て支援担当課長

本日は、幼保連携型認定こども園の認可基準に基づきご説明をさせていただいたところですが、子ども・子育て支援新制度の質の向上については、例えば3歳未満児の配置基準は、認可基準上は20対1とされておりますが、これを15対1にした場合には、公定価格に加算措置が講じられることとされております。

そのようなことを通じて、施設の質の向上が図られていくものでございます。

#### ○大塚委員

他にご質問等はありませんでしょうか。

(なし)

**○大塚委員**

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

ありがとうございます。

以上、1件について審議いただきました。審議いただいたとおり、1件の認可を適という事で知事に答申したいと思います。

事務局から、答申書の案の配布をお願いします。

(事務局から答申書(案)を各委員に配布)

お手元に配布した案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、このとおり答申することといたします。

**○大塚委員**

以上で、本日の議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆様には、進行にご協力をいただきありがとうございました。

**○高橋少子化・子育て支援担当課長**

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第1回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。

ありがとうございました。